

# IFRS News

Quarter 3 2014

vol. 22

IFRSニュースへようこそ。 Grant Thornton インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、 Grant Thornton インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2014年3回目となる本号では、収益に関するグローバルな新基準など、国際会計基準審議会 (IASB) が公表した新しい基準について取り上げます。そして、公表された公開草案、 Grant Thornton におけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向を紹介いたします。

本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物を一覧紹介します。



# 目次

収益に関するグローバルな新基準がついに公表される	03
IASBはIFRS第11号を修正	07
IASBはIAS第16号及びIAS第38号を修正	08
果実生成型植物に関する新しい基準	09
IASBが投資企業に対する連結の例外の明確化を提案	10
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドによる新たなIFRSに基づく期中財務諸表記載例	11
グラント・ソントン・ペルーが「IFRSとは？」と題する動画を公表	11
Edward Haygarthがロンドン勅許会計士協会のバイスプレジデントに任命される	12
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	13
インフラへの投資を引き出す	13
その他のトピック—概要	14
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	16
コメント募集	17

# 収益に関するグローバルな新基準が ついに公表される

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。これは、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)との主要共同プロジェクトの成果である。

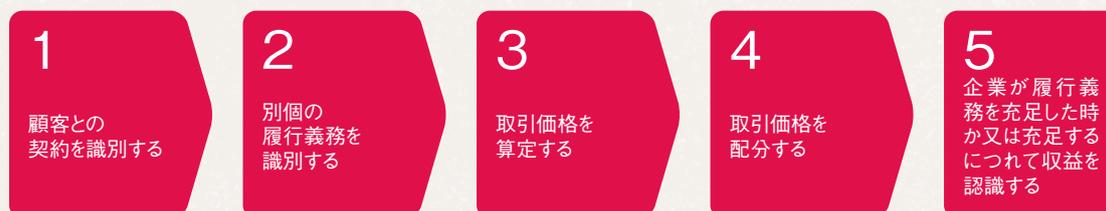
収益に関して、IFRSとUS GAAPのこれまでの要求事項は整合しておらず、多くの場合に、経済的に類似した取引について異なった会計処理が行われていました。これに対処すべく、両審議会は、IFRSとUS GAAPの両方における収益の認識に関する新たな完全にコンバージェンスした基準を開発しました。IFRS第15号では以下の事項を扱っています。

- ・ IAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」を置き換え、さらにいくつかの収益関連の解釈指針を置き換える。
- ・ 支配概念に基づく新たな収益認識モデルを確立する。
- ・ 収益を一時点で認識するのか又は一定の期間にわたり認識するのかを分別する基準を変更する。
- ・ 特定のテーマに関する新たな、より詳細なガイダンスを提供する。
- ・ 収益に関する開示を拡充し、改善する。

## IFRS第15号の概要説明

概観	重要なポイント
影響を受ける企業は?	・ ごく一部の例外を除いて、顧客との契約を締結するあらゆる企業
その影響とは?	・ 影響を受ける企業は自社の収益認識に関する方針を見直す必要があり、場合によっては、それらを改訂する必要がある ・ 収益の認識時期及び金額は、単一の提供物に係る単純な契約については変更は生じないであろうが、複雑な契約については、ほとんどがある程度の影響を受ける ・ IFRS第15号では、拡充したさまざまな開示が要求される
発効日はいつか?	・ 2017年1月1日以降に開始する事業年度 ・ 早期適用は認められる

## 収益認識に関する5つのステップ・モデル



IFRS第15号は、企業が次のように収益を認識することを要求するコア原則に基づいています。

- ・ 顧客への財又はサービスの移転を描写するように
- ・ 企業が当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で

「顧客」とは、「企業の通常の活動のアウトプットである財又はサービスを取得するために、企業と契約した当事者」と定義されています。

このコア原則を適用する際には、上記の5つのステップモデルに従う必要があります。次の表は、この新しいモデルを適用するにあたり検討すべき要因について詳しく説明しています。

「5つのステップ・モデル」

ステップ	主な検討事項	その他の検討すべき要因
<p>1.顧客との契約を識別する</p>	<p>IFRS第15号における最初のステップは、「契約」を識別することである。「契約」とは、本基準で「強制可能な権利及び義務を生じさせる複数の当事者間の合意」と定義している。契約は文書ないし口頭によるのみならず、企業の慣習的な事業慣行により合意されることがある。</p> <p>本基準のモデルは一般的なものであり、次の場合に限り適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約に商業的実態がある。</li> <li>・ 契約当事者が契約を承認している。</li> <li>・ 企業が次の項目を識別できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 各契約当事者の権利</li> <li>— 移転される財及びサービスに関する支払条件</li> </ul> </li> <li>・ 企業が対価を回収する可能性が高い。</li> </ul> <p>顧客との契約がこれらの要件を満たさない場合には、次のいずれかの場合に限り、収益を認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の履行が完了しており、契約における対価のほぼすべてが回収されており、返還不要である。</li> <li>・ 契約が終了または解除しており、受け取った対価が返還不要である。</li> </ul> <p>本基準の適用の上では、各契約当事者が相手に補償することなく、全くの未履行状態の契約を終結させる強制可能な権利を有する場合には、契約は存在しない。</p>	<p>次の項目についてもガイダンスが示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の結合</li> <li>・ 契約の変更</li> </ul>
<p>2.契約における別個の履行義務を識別する</p>	<p>契約を識別した後、企業は次に、当該契約に含まれている履行義務を識別する。履行義務とは、(1)「区別できる」財又はサービス(あるいは財又はサービスの束)又は(2)実質的に同一であり、所定の要件を満たす一連の区別できる財又はサービスのいずれかを移転するという顧客との契約における約束である。</p> <p>履行義務は通常、契約に明記されている。また、企業の慣習的な事業慣行、公表した方針又は具体的な声明により合意されている約束が、財又はサービスが契約において移転されるという顧客の妥当な期待を創出している場合には、それらも含まれることがある。</p>	<p>約束した財又はサービスが区別できるかどうかを判定するために満たすべき要件について、ガイダンスが示されている。</p>
<p>3.取引価格を算定する</p>	<p>IFRS第15号では、「取引価格」とは、契約で約束した財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために受け取る金額(例えば、売上税)は除かれると定義している。</p> <p>取引価格は、顧客の信用リスクの影響については調整しないが、企業が(例えば、慣習的な事業慣行に基づいて)契約価格の一部分のみに関してその権利を行使するという顧客の妥当な期待を創出している場合には調整を行う。</p>	<p>企業は、取引価格を算定する際に次の要因すべての影響を考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動対価</li> <li>・ 変動対価に係る制限</li> <li>・ 貨幣の時間価値</li> <li>・ 現金以外の対価</li> <li>・ 顧客に支払われる対価</li> </ul>
<p>4.取引価格を履行義務に配分する</p>	<p>IFRS第15号では、企業は、契約開始時に、相対的な単独販売価格に基づいて、当該契約に含まれている別個の履行義務のそれぞれに契約の取引価格を配分する。本基準では、単独販売価格を「企業が顧客に、約束した財又はサービスをそのみで販売する場合の価格」として定義している。</p>	<p>IFRS第15号では、単独販売価格の適切な見積り方法として次の3つを提案している(ただし要求はしていない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調整後市場評価アプローチ</li> <li>・ 見積コスト・プラスマージン・アプローチ</li> <li>・ 残余アプローチ</li> </ul>
<p>5.企業が履行義務を充足した時か又は充足するにつれて収益を認識する</p>	<p>IFRS第15号では、企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、又は移転するにつれて収益を認識する。「移転」は、顧客が財又はサービスの支配を獲得した時に生じる。</p> <p>顧客は、資産(財又はサービス)の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを獲得できた時、資産の支配を獲得する。支配には、他の企業が資産の使用を指図して資産から便益を得ることを妨げる能力が含まれる。資産の便益とは、多くの方法でその資産から直接又は間接に獲得できる潜在的なキャッシュ・フローである。</p>	<p>本モデルの重要な点は、履行義務の中には、支配が一定の期間にわたり移転するものもあれば、一時点で移転するものもあるという概念である。企業がいずれの方法が適切であるかを判定する際の助けとなるよう、本基準にはガイダンスが示されている。</p>

## その他の事項

5つのステップ・モデルに沿って上述した項目に加えて、IFRS第15号には、次の項目を含む多くの事項についてのガイダンスが含まれています。

- 契約コスト
- 製品保証
- ライセンス供与
- 返品権及び買戻し義務

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関するIFRSニュース特別号を公表しました。本特別号では、新基準の主要な特徴について読者に分かりやすく説明した後に、本基準が企業にどのような影響を与えるのかについて実務上の留意点を示しています。

本特別号の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



IFRSとUS GAAPのこれまでの要求事項は整合しておらず、多くの場合に、経済的に類似した取引について異なる会計処理が行われていた。これに対処すべく、両審議会は、IFRSとUS GAAPの両方における収益の認識についての新たな完全にコンバージェンスした基準を開発した。

### 発効日及び経過措置

IFRS第15号は2017年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められています。

企業は、次のいずれかの方法でこの新しい収益基準を適用しなければなりません。

- 表示した各期間に遡及して適用するが、実務上の簡便法を使用してよい
- 遡及して適用するが、当初適用による累積的影響を当期に認識する

企業が遡及適用の影響を当期のみに表示することを選択する場合には、適用初年度に次の追加的な開示を行う必要があります。

- 新たな収益基準の適用による当期における財務諸表表示科目別の影響
- 重大な影響についてその理由の説明

### グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IASBとFASBがこの重要な会計処理の領域に関するコンバージェンスした基準を公表したことを歓迎します。本基準は、国境を越えて企業業績を比較しようとする投資家にとって大きな後押しとなる重要な成果であると考えています。

トップラインに与える影響は、各企業の具体的な顧客契約及びさほど詳細でない現行の基準をどのように適用しているのかに大きく左右されます。一部の企業にとっては重大な変化であるものの、他の企業にとっては小さな変化にすぎないことも考えられます。企業は、どちらの立場に該当するのかを判断するために、IFRS第15号の検討を今から開始することをお勧めします。

### IASBとFASBが収益認識に関する合同移行リソース・グループを設置

IASBとFASBは、収益認識に関する合同移行リソース・グループ (TRG) の設置を公表しました。TRGは、企業及び組織が新基準を導入する際に生じる可能性がある適用上の論点についてIASBとFASBに情報を伝えることとなります。また、利害関係者が、導入に関与した他の企業や組織から新基準に関して学ぶ機会を提供します。TRGが、ガイダンスを公表することはありません。

# IASBはIFRS第11号を修正

IASBは、「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理(IFRS第11号の修正)」を公表した。この修正では、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得について会計処理に関するガイダンスを示している。

より具体的に言うと、IFRS第11号「共同支配の取決め」の修正では、共同支配事業の活動が事業(IFRS第3号「企業結合」で定義されている)を構成する場合において、共同支配事業に対する持分を取得した企業は、次の事項を行わなければならないと述べています。

- IFRS第3号及び他のIFRSsにおける企業結合の会計処理についての原則をすべて適用する(ただし、IFRS第11号のガイダンスと相反する原則は除く)。本要求事項は、既存の共同支配事業に対する追加の持分の取得及び共同支配事業の形成時における持分の取得に対しても適用される。
- IFRS第3号及び他のIFRSsで要求されている企業結合についての開示を行う。

さらに、過去の企業結合に対するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除が、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の過去の取得に対しても適用できるよう、IFRS第1号の結果的修正が行われました。

IFRS第11号の修正は、2016年1月1日以降に開始する事業年度から将来に向かって適用される予定です。早期適用は認められます。

## グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IFRS第11号の修正を支持します。本修正が公表される前は、共同支配事業に対する持分についての当初の会計処理はIFRS第11号で十分に取扱われていませんでした。本修正は、そうした取引の会計処理における既存の実務上のばらつきを低減するのに役立つと考えられます。そこで、本修正を歓迎します。

IFRS第11号の修正は、2016年1月1日以降に開始する事業年度から将来に向かって適用される予定であり、早期適用は認められている。

# IASBはIAS第16号及びIAS第38号を修正

IASBは、収益を基礎とした減価償却及び償却の方法に対処するために、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の修正)」を公表した。

IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正は、資産の減価償却に収益を基礎とした方法を使用することに対する懸念が示されたことに端を発しています。その背景には、この2つの基準では、減価償却又は償却の方法は、資産の将来の経済的便益の予想消費パターンを反映することを要求しているという事情があります。本修正は、「資産の予想される将来の経済的便益の消費」という用語の意味を明確化する要請を受けて行われました。

## IAS第16号の修正

IAS第16号の修正では、次に示す理由により、有形固定資産に対して収益を基礎とした減価償却方法を使用することを禁止しました。

- 収益を基礎とした減価償却方法では、資産の償却可能額を、当該資産の耐用年数にわたって予想される収益総額に対する、ある会計期間に創出された収益の割合に基づいて配分することになる。
- 収益は、経済的便益が資産の使用を通じて消費されるパターンではなく、経済的便益が事業の運営から創出されるパターンを反映している。

## IAS第38号の修正

IAS第38号の修正では、無形資産に対する収益を基礎とした償却方法は、IAS第16号と同じ理由で不適切であるという反証可能な推定を示しています。この推定は、次の2つの限定的な状況においてのみ反証が可能です(すなわち、その場合には収益を基礎とした償却方法が適切となりえます)。

1. 無形資産が収益の測定値として示される(例えば、無形資産に固有の主な制限的要因が、収益計上額の閾値への到達である場合)。
2. 収益と無形資産の経済的便益の消費とが強い相関関係にあることを立証できる場合

## 定率法(diminishing balance method)の適用

さらに、IASBは、この機会を利用して、有形固定資産及び無形資産に定率法を適用するためのガイダンスについても詳細な説明を加えました。

## 発効日及び経過措置

本修正は、2016年1月1日以降に開始する事業年度から将来に向かって適用しなければなりません。早期適用は認められます。

### グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IAS第16号及びIAS第38号の修正を歓迎します。収益を基礎とした減価償却及び償却の方法は、一般的に言って、適切ではないという見解に同意します。とはいうものの、一部の無形資産については、予想される将来の収益創出パターンは、特定の状況においては経済的便益の予想消費の有効な代用物となりえると私どもは考えています。したがって、IASBが行った変更を支持します。

# 果実生成型植物に関する 新しい基準

IASBは、「農業：果実生成型植物－IAS第16号及びIAS第41号の修正」を公表し、果実生成型植物と呼ばれるある種の生物資産に関する会計処理を変更した。

IAS第41号「農業」では、農業活動に関連するすべての生物資産を、その生物学的変化は公正価値測定によって最も適切に反映されるという原則に基づいて、売却コスト控除後の公正価値（公正価値が信頼性をもって測定できることを条件とする）で測定することを要求しています。しかし、果実生成型植物と呼ばれる種類の生物資産があり、いったん成熟した後は、生産期間にわたって生産物を生成するためだけに企業によって保有されます。例として、ブドウの木、ゴムの木や油ヤシなどが挙げられます。

IASBのメンバーは、当該資産が使用される方法は本質的に製造と類似しているため、IAS第41号の公正価値モデルは、著しい生物学的変化をもちや経ることのない成熟した果実生成型植物には適していないとIASBに指摘しました。IASBは、こうした疑念に耳を傾け、IAS第16号及びIAS第41号の変更を行いました。本修正では次の事項を扱っています。

- ・「果実生成型植物」の定義を追加する（偶発的な廃棄による売却を除き、当該植物が農産物として売却される可能性が「ほとんどない」とは言い切れない場合には、本定義に該当しない）。
- ・果実生成型植物を、IAS第41号ではなく、IAS第16号「有形固定資産」の範囲に含める（果実生成型植物が生成する生産物は、引き続きIAS第41号の適用範囲に含まれる）。
- ・果実生成型植物が成熟するまでは、有形固定資産の自家建設項目と同様に会計処理すべきことを明確化する。
- ・本修正の当初適用時において、公正価値とIAS第41号に基づく帳簿価額（売却コスト控除後の公正価値）との間に差額がある場合には、利益剰余金期首残高に認識することを要求する。
- ・該当する各財務諸表の表示科目に対する本修正の当初適用による影響を企業が開示するというIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における要求事項を免除する。
- ・IAS第16号の適用上、表示される最も早い比較期間の期首においてその修正を最初に適用する際に、果実生成型植物の公正価値をみなし原価として用いることを認める。

本修正により、「家畜 (bearer livestock)」又は農産物として収穫及び売却される可能性がほとんどないとは言い切れない植物に関する既存の会計処理に変更が生じることはありません。

本修正は、2016年1月1日以降に開始する事業年度から有効となります。早期適用は認められていません。

## この欄にご注目：IFRS第9号（2014年）

読者の皆様の本IFRSニュースを読まれる頃には、IASBによりIFRS第9号「金融商品」の最終版が公表されているでしょう。この公表を機に、私どもはIFRSニュース特別号を公表する予定です。その特別号では、IFRS第9号における分類及び測定の要求事項の修正並びに予想信用損失に関する新たな要求事項に特に焦点が当てられます。

## グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは本修正を歓迎します。本修正により、果実生成型植物についての市場が存在しない場合に、これらの資産を売却コスト控除後の公正価値で測定することに係るコスト、複雑性及び実務上の問題が低減されると思われます。それと同時に、会計処理に当該植物の持つ生産的資産としての経済的特性をより適切に反映できるようになるでしょう。

# IASBが投資企業に対する連結の例外の明確化を提案

IASBは、公開草案「投資企業—連結の例外の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の修正案)」を公表した。

本公開草案では、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を提案しており、投資企業に対する連結の例外の適用に関してIFRS解釈指針委員会(IFRIC)へ提示された3つの論点を取り上げています。

論点	主な検討事項	提案
連結財務諸表の作成の免除	IFRS第10号の第4項(a)は、所定の要件を満たす親会社について連結財務諸表の表明の免除を設けている。その要件の1つは、最終的な親会社又は中間的な親会社が、IFRSに準拠した一般に公開されている連結財務諸表を作成していることである。	本公開草案では、IFRS第10号の第4項(a)の免除は、投資企業がIFRS第10号の第31項に従って子会社を公正価値で測定している場合でも、その投資企業の子会社である親会社にとっても利用可能であることを確認するように、IFRS第10号を修正することを提案している。
親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社	投資企業の子会社自身が投資企業の定義に該当し、かつ親会社の投資活動に関連するサービスを提供している状況において、投資企業である親会社がその子会社を公正価値で測定すべきなのか又は連結すべきなのか不明確であった。	本公開草案では、投資企業が子会社を公正価値で測定せずに連結するという要求は、投資企業である親会社の営業の延長として行動して、投資企業に該当しない子会社だけに適用されると提案している。このような子会社の主目的は、投資企業の投資活動に関連する支援サービスを提供することである(これには、第三者への投資関連サービスの提供が含まれる場合がある)。
投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用	IFRS第10号の第33項は、投資企業の投資企業ではない親会社は、投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することはできず、そのため、グループのすべての子会社を連結しなければならないと述べている。しかし、投資企業ではない投資者が投資企業である共同支配企業又は関連会社に対する投資について持分法を適用することに関して、これに相当する明示的な記述がなかった。	IASBは、IAS第28号を次のように修正することを提案している。 <ul style="list-style-type: none"><li>投資企業ではない投資者が、投資企業に該当する関連会社に対して持分法を適用する際に、その関連会社が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持すべきことを要求することによって、救済を与える。</li><li>投資企業ではない投資者が、投資企業に該当する共同支配企業の共同支配投資者であり、当該共同支配企業に持分法を適用する際に、その共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定は維持できないことを明確化する。</li></ul>

# グラント・ソントン・ インターナショナル・リミテッドによる 新たなIFRSに基づく 期中財務諸表記載例

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRSに基づく「期中連結財務諸表記載例」の更新版を公表した。

2014年12月31日に終了する年度から有効となるIAS第34号「中間財務報告」及びその他のIFRSsの変更を反映させて、チームは旧バージョンの見直し及び更新を行いました。特に、IFRIC第21号「賦課金」の適用及び「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の修正）」の早期適用について反映しています。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



## グラント・ソントン・ペルーが 「IFRSとは？」と題する動画を公表

グラント・ソントン・ペルーが、IFRSを初めて採用することを検討している企業向けに「IFRSとは？」と題して短い動画を作成した。

この動画はスペイン語（英訳されたバージョンも入手できます）で作成されており、IFRSが世界各国でどのように採用されているのか、企業に与える影響及びグラント・ソントンがどのように手助けできるのかを収めています。本動画は、<https://www.youtube.com/watch?v=Jbrxemp9YBg>で視聴できます。

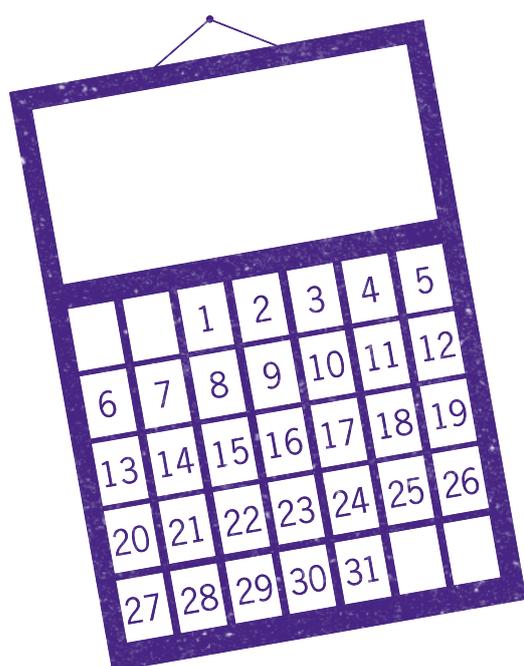


# Edward Haygarthが ロンドン勅許会計士協会の バイスプレジデントに任命される

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのグローバルIFRSチームのシニアマネージャーであるEdward Haygarthが、ロンドン勅許会計士協会(London Society of Chartered Accountants)のバイスプレジデントに任命されました。本協会は、37,000名以上のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)メンバー及びロンドンの勅許会計士(ACA)訓練者を支援しています。

Edwardは、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームの一員として、約120の法域におけるネットワークのメンバーファームに支援を行っています。そうすることで得たスキル(異なる文化の人々との連携など)は、ロンドン・ICAEWの勅許会計士協会で活躍する際に確実に有用となるでしょう。

Edwardが、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドで得た国際的な経験をその職務に生かせることを喜ばしく思います。



# GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。



IFRSニュースでは四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はオーストラリアの代表にスポットライトを当てましょう。

## Andrew Newman、オーストラリア

Andrewはこれまで15年間グラント・ソントンに勤めており、オーストラリアのブリスベンとニューヨークの両事務所に勤務しました。現在は、ブリスベン事務所の監査パートナーです。Andrewのクライアントは、テクノロジーとメディア、製造、小売り、資源、金融サービス並びに不動産業及び建設業などの部門における公共、民間及び非営利の領域と多岐にわたっています。主に外部監査業務に従事していますが、内部監査業務にも従事し、会計基準及び監査上の事項に関する専門家証人の役も務めています。また、オーストラリア公認会計士(CPA Australia)向けの会計基準及び財務報告に関するトレーニング・セッションを推進しています。

## インフラへの投資を引き出す

グラント・ソントンを含む6大国際会計ネットワークからの専門家による委員会は、会計及び企業報告の改革可能性に焦点を当てた報告書を公表した。これは、さらに多くの民間からの調達資金をインフラ・プロジェクトに呼び込む上で役立つと期待される。

世界各国のインフラ整備に資金供給するためには、今後15年間、毎年3兆2千億米ドルが必要であると見積られています。本委員会は、次の3つの領域に関して提案をまとめました。

- より長期的視点に立つために企業報告を利用する。
- 進行中の会計基準開発を通して、財務報告のあり方を継続的に向上させる。
- インフラ投資に係る規制当局によるリスク計算と実際のリスク特性との整合性の改善を促す。

本委員会は、会計原則を変更しても長期的なインフラ投資の吸引力が増大することはほとんどないであろうが、財務報告を向上させるためにIASBが推進している取組みを支持すると結論づけています。詳細な情報については、[http://www.gti.org/Press-room/2014/B20\\_infrastructure\\_investment.asp](http://www.gti.org/Press-room/2014/B20_infrastructure_investment.asp)で入手することができます。



# その他のトピック—概要

## 開示に関する取組みを更新

IASBは、「開示に関する取組み (Disclosure Initiative)」(財務報告で提供される情報の質を改善するために設けられた各種のプロジェクト)のアップデートを公表しました。

そのアップデートにおいて、IASBは、開示の原則を構築した上で、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を置き換えるというIASBの計画では、改善が十分迅速に達成されないという懸念の声が聞かれると指摘しています。そのため、IASBは、本領域におけるディスカッション・ペーパーの開発を急ごうとしています。

また、本アップデートでは、重要性に関する作業の一環として、企業が自社のどの会計方針が「重要」であるかを見極める際に助けとなる提案を開発していることにも触れています。さらに、重要性が、異なる法域及び財務報告に関連する異なる目的(証券法、監査基準及び各国のGAAPなど)の間でどのように定義、解釈され、どのように適用されているかについても検討を行っています。

## IASBがワークプランを更新

IASBは、6月の会合の後に、ワークプランの更新を行いました。新しいワークプランには、次の基準が2014年第3四半期に公表予定として記載されています。

- IFRS第9号「金融商品」—予想信用損失
- IFRS第9号「金融商品」—分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正
- 年次改善—2012年—2014年サイクル
- 個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)

## シンガポールは2018年にIFRSと完全にコンバージェンスすることを発表

シンガポール会計基準審議会は、シンガポール証券取引所に上場している国内企業は、国際財務報告基準と同一の新たな財務報告に関するフレームワークに移行することを発表しました。これまで、シンガポールの上場会社は、IFRSとほぼ一語一句同じシンガポールの財務報告基準を使用してきました。しかし、そのなかには一部限定的な変更が含まれていました。

シンガポールの上場会社は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から新しい財務報告に関するフレームワークを適用しなければなりません。すなわち、新しい財務報告に関するフレームワークを採用するまでに3年以上の準備期間が設けられています。非上場の国内企業についても、この新しいフレームワークを上場会社と同時に任意適用することが認められています。

### ESMAは企業結合に関する報告書を公表

欧州証券市場監督局(ESMA: European Securities and Markets Authority)は、報告書「IFRS財務諸表における企業結合会計基準の適用についてのレビュー」を公表しました。本報告書では、適切な企業結合の開示が欧州企業の年次財務諸表において少なからず提供されているものの、改善が必要とされる領域もいくつか認められたとしています。

本報告書において、ESMAは、企業がその取引の固有の事情を反映した開示を行うよう求めています。特に、企業が次の事項を行うことによって、企業結合に関連する情報の質をさらに向上させることができると考えています。

- のれんの金額を算定する要因又は割安購入の原因について有意義な情報を提供する。
- それが有用ならば、認識した資産及び負債に関する詳細な開示を行う。
- 資産及び負債の当初認識と事後測定において首尾一貫した仮定を用いる。
- 資産及び負債を公正価値で測定する際に使用した評価技法及び仮定について提供する情報を充実させる。

### IASBが金融商品の減損に関する移行リソース・グループを設置

IASBは、間もなく公表される金融商品の減損に関する新しい要求事項に焦点を当てる移行リソース・グループを設置する意向を発表しました。本グループは、2014年の第3四半期に公表予定のIFRS第9号「金融商品(2014年)」における新しい減損の要求事項により生じる適用上の論点に関して、利害関係者を支援する討議フォーラムを提供します。

本グループは、新たな要求事項—それは実務上のばらつきを生じさせる可能性があります—の適用により生じる利害関係者に共通の論点を募集し、分析し、討議します。また、そうしたばらつきを解消するためにどのような措置が必要かをIASBが決定する際に役立つ情報を提供します。しかし、本グループ自身がガイダンスを提供することはありません。

### IASBが会計基準設定コミュニティとの相互協力憲章に合意

IASBは、IASBと各国基準設定主体及び他の会計基準設定団体との協力に関する主要原則を確立した憲章を更新したことを公表しました。当該憲章で確立している原則は、国際的会計基準設定における効率性と有効性を高めることを目的としています。憲章には次の事項が盛り込まれています。

- IASBの作業に対する世界的会計基準設定コミュニティの重要性を強調し、すべての当事者が共通の目標を達成するために開放性の精神で密接に協力して共同で作業を行うことが不可欠であるという前提を構築している。
- IASB及び各国基準設定主体や他の会計基準設定団体のコミットメントと期待に関する共通理解を明らかにし、協力声明として記述している。
- IASB及び他の会計基準設定主体のスタッフとメンバーが協力して作業を行えるよう実務的な側面に焦点を当て、最も注力すべき活動や手続に関する事項を明らかにしている。

# 新しい基準及びIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表は、2012年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及び国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2012年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	未決定	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日	可
IAS第16号及びIAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理(IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2011年-2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2010年-2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続(IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合のみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、第12号、IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示-金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決め及び他の企業への関与の開示:経過措置ガイダンス-IFRS第10号、第11号及び第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	年次改善2009年-2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金-IFRS第1号の修正	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示-金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の修正)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)

## 2012年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IFRS 実務記述書	経営者による説明表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の修正)	2012年7月1日	可

## コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にて表示しています。グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

### 現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	開示に関する取組み(IAS第1号の修正案)	2014年7月23日
公開草案	投資企業-連結の例外の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の修正案)	2014年9月15日
ディスカッションペーパー	動的リスク管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ	2014年10月17日



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© 2014 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。